

週休2日工事（港湾・漁港工事）の実施について

Q & A

Q 1 岡山県が発注する原則すべての港湾工事及び漁港工事とは具体的にどのような工事が対象となるのか。

A 1 次の積算基準を適用した案件が対象工事となります。

- ・ 港湾請負工事積算基準
- ・ 漁港漁場関係工事積算基準

Q 2 実施希望の有無を工事打合簿で提出するが、どのように記載すればよいか。

A 2 実施を希望する場合は【別添1】のとおり、「本件工事について、週休2日工事を実施します。」、希望されない場合は「本件工事について、（・・・理由・・・）のため、週休2日工事を実施しません。」と『報告』にチェックの上、提出してください。

Q 3 週休2日工事を希望しなかった場合にペナルティーはあるのか。

A 3 「受注者希望型」は、週休2日工事の実施を必須としているものではなく、あくまで、受注者自身が希望する場合に実施するものです。従って、週休2日工事を希望しなかった場合に、工事成績評定での減点等のペナルティーはありません。

Q 4 必ず土・日曜日に休まないといけないのか。

A 4 対象期間中の各単位期間において、8日以上の日曜日が確保されていればよいので、土・日曜日に休む必要はありません。

なお、期間内に祝日、夏季休暇及び年末年始休暇が含まれる場合は、これらの日数を加えた休日を確保してください。

Q 5 祝日、夏季休暇及び年末年始休暇が土・日曜日と重なった場合はどのような扱いになるのか。

A 5 土・日曜日に祝日が重なった場合は、通常の土・日曜日と同様に扱ってください。（2日間の休日確保すればよい。）

夏季休暇は、8月中の土・日曜日及び祝日以外の3日間とするため、土・日曜日と重ならないよう設定をしてください。

年末年始休暇は12月21日～翌年1月10日までのうち土・日曜日及び祝日を含む6日間とするため、通常の土・日曜日と同様に扱ってください。

Q 6 振替日はいつでもよいか。

A 6 当初設定した休日に作業を行う必要が生じた場合は、同じ単位期間内で振替日を設定してください。ただし、夏季休暇は8月の土・日曜日及び祝日以外の3日間、年末年始休暇は12月21日～翌年1月10日までのうち土・日曜日及び祝日を含む6日間で設定してください。

Q 7 単位期間とはなにか。

A 7 土曜日から起算し4週目の金曜日まで、又は月曜日から起算し4週目の日曜日までの連続する4週間（28日）のことです。

Q 8 降雨等による休工日を振替日に設定してもよいか。

A 8 同じ単位期間内であれば、問題ありません。

Q 9 週休2日の対象期間とは何か。

A 9 工事着手日（準備工事を含む。）から工事完成日までで、単位期間が確保できる期間とします。なお、準備工事とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備（現場事務所等の設置又は測量をいう。）のことです。

また、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は週休2日工事の対象期間に含みません。

Q10 工事完成日とは何か。

A10 工事完成届の提出日です。

Q11 工事着手日から工事完了日までの期間が4週（28日）に満たなかった場合、補正されないのか。

A11 補正対象となりません。

Q12 休日の確認はどのように行うのか。

A12 「休日等取得計画表」に前月の休日の取得実績を記入し、毎月初めに発注者に提出してもらうとともに、取得実績が確認できる書類（工事日誌、出勤簿等当該現場を閉所したことを確認できるものに限る。）を併せて提示してもらい休日の確認を行います。

Q13 開所日とは何か。

A13 開所日とは現場作業や現場事務所での事務的作業を行う日とします。なお、現場管理上必要な作業のみを行う場合は閉所日として扱います。現場管理上必要な作業とは、巡回パトロールや保守点検及びコンクリート養生等の品質確保上最低限の作業等です。

Q14 週休2日工事の実施に伴う工期の延長は認められるのか。

A14 現在の設定工期は、雨天、土・日曜日、祝日、夏季休暇及び年末年始休暇等を見込むとともに、働き方改革の促進のために30日加えたもので設定しており、週休2日工事の実施に伴う工期の延長は原則認められません。なお、天候の不良など受注者の責によらない事由により工期内に工事を完成することができない場合は、工事請負契約書第23条第1項（令和2年9月30日までに契約を締結した工事の場合は第21条第1項）の規定により発注者に工期の延長変更を請求することができます。

Q15 設計変更とは具体的には何か。

A15 対象期間において週休2日を達成できた場合、労務費等に補正係数を乗じた補正を行います。詳細については【別添2】を参照願います。

Q16 どのような場合に設計変更の対象となるのか。

A16 対象期間の各単位期間において、8日以上現場閉所日が確認できた場合に設計変更の対象とします。

なお、期間内に祝日、夏季休暇及び年末年始休暇が含まれる場合は、これらの日数を加えた日数の現場閉所が必要です。

Q17 変更契約で労務費等を補正する場合、どの時点で週休2日実施の可否を判断すればよいのか。

A17 最終変更の協議時点で、それまでの実績を踏まえ、達成見込みを判断します。ただし、最終変更後、工事完成日までに所定の現場閉所を確保するよう留意する必要があります。

Q18 最終変更契約後に週休2日が達成できなくなった場合（見込み含む）は、どうすればよいか。

A18 労務費などの補正が変わりますので、契約を変更する必要があります。受注者は発注者に対してすみやかに変更を申し出る必要があります。

Q19 工事成績評定で評価するのか。

A19 対象期間において週休2日を達成できた場合、工事成績評定において監督員及び担当課長等の評価項目である「工程管理」で評価します。

Q20 どのような場合に工事成績評定で評価するのか。

A20 対象期間の各単位期間において、8日以上の現場閉所日が確認できた場合に、工事成績評定の「工程管理」で評価します。

なお、期間内に祝日、夏季休暇及び年末年始休暇が含まれる場合は、これらの日数を加えた日数の現場閉所が必要です。

また、工事着手日から工事完了日までの期間が4週（28日）に満たなかった場合は評価対象となりません。

Q21 週休2日工事を実施したが、週休2日を確保できなかった場合にペナルティーはあるのか。

A21 週休2日を確保できなかった場合に、工事成績評定での減点等のペナルティーはありません。

週休 2 日（4 週 8 休以上）の補正係数について

○ 労務単価等の補正一覧

「港湾請負工事積算基準」「漁港漁場関係工事積算基準」の場合

	労務費	機械経費 (賃料)	共通仮設費率	現場管理費率
4 週 8 休以上 (※1)	1.05(※2)	1.04	1.02	1.03
工場製作など製作原価に係る部分については、対象外				

※1 各単位期間内（4 週間）で 8 日以上の日が必要。なお、期間内に祝日、夏季休暇及び年末年始休暇が含まれる場合は、これらの日数を加えた日数の休日が必要。

※2 「公共工事設計労務単価」を対象とする。

○ 市場単価などの取扱い

工種ごとに以下の補正係数を適用

	市場単価 補正係数		市場単価 補正係数
1 底面工	1.04	17 車止撤去	1.05
2 マット工(アスファルトマット設置・ゴム系マット設置)	1.01	18 電気防食取付	1.05
3 支保工	1.05	19 防砂目地板取付工(陸上施工)	1.05
4 足場工	1.03	20 防砂目地板取付工(水中施工)	1.04
5 鉄筋工	1.05	21 吸出し防止工(陸上施工・海上施工)	1.04
6 吊鉄筋工	1.05	22 港湾構造物塗装工(係船柱・車止・縁金物)	1.04
7 型枠工	1.04	23 ベトロラム被覆	1.05
8 コンクリート打設工(ポンプ車打設)	1.05	24 現場鋼材溶接・切断工(陸上施工・海上施工)	1.05
コンクリート打設工(ポンプ車打設以外)	1.05	25 現場鋼材溶接・切断工(水中施工)	1.05
9 止水板工	1.05	26 かき落とし工	1.05
10 上蓋工	1.05	27 汚濁防止膜設置・撤去・移設	1.04
11 伸縮目地工	1.03	28 汚濁防止枠設置・撤去	1.03
12 係船柱取付	1.05	29 灯浮標設置・撤去	1.04
13 防舷材取付	1.05	30 汚濁防止膜保守管理(海上目視点検作業船あり・水中目視点検)	1.01
14 車止・縁金物取付	1.05	汚濁防止膜保守管理(海上目視点検作業船なし)	1.05
15 係船柱撤去	1.05	31 異形ブロック製作 型枠工	1.05
16 防舷材撤去	1.05	異形ブロック製作 コンクリート打設工	1.05

○ その他

積算基準が異なる工種区分を有する工事は、主たる工種における補正係数を適用